

事務連絡
令和5年3月29日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
事務局

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別紙のとおり薬事審査管理班長からの事務連絡がありましたので、お知らせします。

なお、動物用医薬品に係る今回の改正は、ニフルスチレン酸ナトリウム[※]が不検出となること以外は、暫定基準値が本基準に移行したものとこのことです。

(※ 観賞魚を対象とした薬浴剤の承認あり)

事 務 連 絡

令和 5 年 3 月 27 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会専務理事 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

課長補佐（薬事審査管理班担当）

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について

今般、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官より、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和5年3月23日厚生労働省告示第80号）及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（令和5年3月23日厚生労働省告示第81号）の公布について、別添のとおり通知がありました。つきましては、貴会会員への周知方お願いします。